

第 63 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2016 年 9 月 15 日 15:00～17:10

◆会場：財務省 4 階第 1 会議室

◆議題

財務省提案議題

議題 1：「TICAD-VI の概要報告（特に保健分野における成果）」

NGO 提案議題

議題 2：SUN 信託基金フェーズ 2、UHC in Africa（アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組み）、及び財務省国際局の持続可能な開発目標（SDGs）予算について

議題 3：モザンビークの債務問題と円借款供与方針について～2016 年 6 月協議会フォローアップ

議題 4：ウランバートル第 4 火力発電所効率化事業（JICA 支援中）及び第 5 熱電供給プラント（CHP5）建設事業（ADB 支援検討中）について

◆参加者

財務省側

1. 米山泰揚（国際局 開発企画官）
2. 織田史郎（国際局 開発政策課 課長補佐）
3. 松野下捻（国際局 開発政策課 課長補佐）
4. 平澤千裕（国際局 開発政策課 課長補佐）
5. 牧野正春（国際局 開発機関課 課長補佐）
6. 大和宏彰（国際局 開発政策課 地域第二係長）
7. 三宅庸之（国際局 開発政策課 地域第五係長）
8. 桑路和幸（国際局 開発政策課 環境調整第二係長）
9. 稲見修（国際局 開発機関課 総括係長）

NGO 側

1. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
2. 高橋清貴（日本国際ボランティアセンター）
3. 津山直子（アフリカ日本協議会）
4. 斉藤龍一郎（アフリカ日本協議会）
5. 金井まあさ（モザンビーク開発を考える市民の会）
6. 鈴木康子（気候ネットワーク）
7. 小野寺ゆうり（FoE Japan）
8. 深草亜悠美（FoE Japan）
9. 篠原ゆり子（FoE Japan）

10. 秋本陽子 (ATTAC Japan 国際ネットワーク委員会)
11. 石井澄江 (ジョイセフ)
12. 福田友子 (ジョイセフ)
13. 馬野裕朗 (プラン・インターナショナル・ジャパン)
14. 佐保美里 (日本リザルツ)
15. 開裕香子 (世界銀行東京事務所)
16. 望月章子 (アジア開発銀行・駐日代表事務所)
17. 古沢広祐 (JACSES)
18. 田辺有輝 (JACSES)
19. 山澤宗市 (JACSES)
20. 饒辺雄太 (JACSES)

財務省提案議題

議題 1 : 「TICAD-VI の概要報告 (特に保健分野における成果)」

MOF 牧野:

ADB の横浜総会について、最初に非常に手短かにプレゼンをさせて頂きたいがよいか。お手元の資料をご覧頂ければと思う。先々週に、ADB の NGO センターが東京で ADB 総会関係の会議を開かれた。そこで配布された資料と基本的に同じものではある。出られた方はご覧になっていると思うが、我々財務省としても非常に重要な会議だと思っているので、一言述べさせて頂きたい。冒頭は割愛させて頂いて、お手元のページ数で 5 ページの下側からだが、ADB 第 50 回総会が横浜で来年行われる。6 ページ以降をざっと説明させて頂く。

ADB の Annual Meeting だが、ADB の 67 か国のメンバーが集まり、官民、NGO、メディア、国際機関と非常に色々な人々が集まる。まさに色々な機関とのネットワークを深める場として非常に有益だと我々も思っている、特に第 50 回の総会なので国際的にも注目がかなり高まると思うし、昨今の情勢を考えると ADB への注目は非常に高まっている。通常は国際的な海外の NGO の方々が多いかもしれない。横浜総会では、日本で活動している皆様方との連携を深めたいと思っている。

紙の 7 ページ以降について、2017 年 5 月 4 日～7 日に開催され、メイン会場がパシフィコ横浜である。通常規模は 3 千人程度だが、今回は 3 千人～4 千人程度になると思う。プログラムの中で ADB が主催するセミナーやホスト国の日本として主催するセミナー、CSO イベント枠も含まれている。7 ページの下の Integral part of the Annual Meeting とある。NGO のプレゼンスを高められる機会だと思っている。8 ページに行って、大きく分けて 4 つある。1 点目は ADB のシニアマネジメントと NGO の方々との会合。ここで自由な意見を言って頂いて、マネジメントからレスポンスが得られる。マネジメントに会えるのは貴重な機会なので、活用できる良い機会だろう。2 点目が官民、色々な方々を含めたナレッジシェアリング。3 点目が CSO パネルディスカッション。4 点目がユース。学生さんを含めたイベント。この 1～4 が 8 ページ以降、それぞれ 1 ページずつ説明されている。

進め方としては、先々週の ADB との会合でも聞かれているかもしれないが、ADB の NGO センターと CSO の皆様方が直接やり取りをして頂いて、NGO の方々主導でイベントなり、パネルなりを作って頂く。皆様のお力に期待している。直接のやりとりは ADB の NGO センターでして頂くことになるが、我々財務省も日常的に ADB と横浜市と三者で色々と準備を進めているので、疑問点、ご相談があればいつでも我々の方に連絡を頂ければと思っている。

古沢：

メインピックというか、焦点を当てたトピックはご用意されているか。

MOF 牧野：

今、設定されているテーマが Building Together the Prosperity of Asia と非常に広い概念である。これをトップに掲げている。この概念は ADB にとっての日本、日本にとっての ADB という意味で、日本が第一株主で日本が初代総裁から ADB を支えて来ている立場からすると、このセクターだけを見るとか、こういう地域だけを見るとか、そういった縛りをつけるのではなく、概念としては日本と ADB が共に開発課題全般を見ていく意味で Prosperity との言葉を入れている。それを具体的にどういう内容にしていくかは今まさに協議しており、個々のインフラ開発なり、日本が売り出している質の高いインフラや、他にも社会セクターやナレッジシェアリングなど色々なセクターがあるが、それぞれの要素を入れたものを検討している。質の高いインフラは一つの大きなテーマになると思うが、それだけでなく全体を作っていけたらと考えている。

田辺：

一点補足させて頂くと、NGO 側でも準備をしており、NGO の実務者連絡会を立ち上げて、今は 20 名くらいの NGO の担当者がメーリングリスト上で繋がっている。特にネットワークで何か一緒にやるというよりは、むしろ情報交換をするようなネットワークが立ち上がっている。

MOF 松野下：

私から TICAD-VI の概要報告、特に保健分野という形で簡単にご説明させて頂く。最初に全体像であるが、8 月 27 日、28 日に TICAD-VI が開催された。今までは日本で行なってきたが、今回は初めてアフリカでの開催となった。前回の 2013 年の 6 月の TICAD-V 以降に特に生じた課題に対応するとのことで、特に 3 つの課題を抽出しており、一次産品の価格下落と財政状況の悪化が 1 点目。2 点目が 2014 年にエボラ出血熱が発生した際に露呈した保健システムの脆弱性。3 点目がテロと暴力主義による居住地の破壊・脆弱性。こういった課題に対して TICAD-VI の中で、今後アフリカはどう対応していくべきか、アフリカの開発をどう進めていくべきかを議論した。

先ほど申し上げた 3 つの課題と裏返しになるが、今回 3 本柱を立てて議論をしている。1 点目が、資源だけに頼らない経済の多様化と工業化を通じた経済構造改革の促進。2 点目が、質の高い生活のための強靱な保健システムの構築。3 点目が、繁栄共有のための社会の安定化。

今回議題として提案させて頂いた財務省関連の保健分野での成果だが、お手元に 2 種類プレスリリースを配布した。まず 1 つ目は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに焦点を当てて、TICAD 本会合前日の 8 月 26 日に開催した保健サイドイベントであり、世銀のキム総裁から、世銀と WHO 等の関連国際機関や日本との共同のイニチアチブとして「UHC in Africa」を公表した。

このプレスリリースに一部記載があるが、この「UHC in Africa」は、UHC の Africa での実現及び公衆衛生危機への予防・備えの強化に向けて、アフリカ諸国が具体的な国家戦略を策定する際に参考となるフレームワークを提示するものである。

また、これもプレスリリースに記載があるが、アフリカにおける UHC 促進のために、今後 5 年間で 150 億ドルの資金拠出を行なうことが世銀のキム総裁から発表されている。加えて、プレスリリースに記載されているとおり、今後「UHC in Africa」の進捗状況を検証するために、世銀と WHO が、ハイレベルでモニタリング会合を来年東京で開催することも発表。会合の開催時期等については今後、検討予定。

続いて、本日もう一つ配布しているプレスリリースについてであるが、こちらも保健分野に貢献する財務省の施策なので今回紹介させて頂きたいと思う。これは 8 月 26 日に、アフリカの民間セクター開発に向けて、JICA とアフリカ開発銀行が協調融資や技術支援を行なう枠組みである EPSA3 を公表したもの。この EPSA3 は、JICA とアフリカ開発銀行が共同で、今後 3 年間で 30 億ドルの資金協力を行なうことを目標としており、「質の高いインフラ」などの分野に加えて、保健や栄養不良への対応を今後の重点分野としている。

以上の財務省の取組みは、翌日の 27 日と 28 日に開催された TICAD 本会合等でも紹介、議論がなされ、その上で、TICAD-VI の成果文書である「ナイロビ宣言」にも反映されている。

今後の課題についてであるが、大きく 2 つある。1 点目は今回立ち上がった「UHC in Africa」を実際に各国でインプリメンテーションすること。それに向けて JICA や WHO と共同で世界銀行が UHC を推進していく予定。アフリカの全 52 カ国を対象とすることは難しいので、パイロット候補を選定して、「UHC in Africa」のフレームワークに沿った形で、実際に UHC の実現に向けて進めていく。2 点目の課題は、プレスリリースに記載がある UHC のモニタリング会合の準備をしっかりと進めること。

概要は以上だが、1 つ付け加えると、NGO 側から議題で上がっている SUN 信託基金については、先ほど申し上げたナイロビ宣言の付属文書である「Implementation Plan」の中に記載されており、こちらも肅々と進めていく。

佐保：

このプレスリリースの 2 点目の質問だが、EPSA では経済的インフラ、社会的インフラを TICAD のナイロビ宣言と合わせた形で重点分野に設定されていると思うが、こちらの配分について、社会の中でも保

健、教育、栄養とあるが、どのような配分を考えているのか。

MOF 米山:

EPSAについてはこれまで経済的インフラを中心に取り組んできたが、今回新たに表明した EPSA3 は経済的インフラに加えて社会的な側面についても大事だとのことでアフリカ開発銀行とともに取り組むことを表明した。ただ現時点では表明したばかりで、具体的にどの分野にどれぐらいかは決めていない。ただし、元々、道路や送電線など経済的分野を中心にやってきた経緯があり、アフリカ開発銀行が最も得意とする分野は何かと考えると経済的インフラであるのは事実である。そういった意味で、経済的インフラの比率はそれなりに高くなると考えている。具体的に何パーセントが道路で何パーセントが電力で、何パーセントが保健で、といったところは念頭に置いているものではないが、今までとは違って経済的分野だけでなく社会的分野でアフリカ開発銀行として取り組むものがあれば、それは日本としてもアフリカ開発銀行とともに取り組んでいきたいとの表明である。

石井:

先ほど課題を2点挙げて頂いたが、1つ、2つ伺いたいことがある。1つ目はパイロット国の選定については、いつ頃を目途に選定するつもりなのか。それから2つ目に今後のモニタリング会合を含めて、できれば定例化したいと以前に伺ったこともあるが、ステークホルダーが多い中で財務省はどのような役割を果たすのか。この2点について教えて頂きたい。

MOF 松野下:

1点目のパイロット国選定期間については、具体的には決まっていない。元々世銀から出てきた話でもあり、今後世銀と相談しながら検討していく予定。2点目のモニタリング会合の定例化についてだが、プレスリリースにもあるように、まずは来年に開催すると記載されているが、定例化するかどうかは今後議論する必要がある。また、財務省の役割については、世銀から提案のあったイニチアチブであるので、日本政府における世銀の窓口機関として、世銀としっかりとコミュニケーションを取ることが重要だと考えている。

大野:

EPSAは3つの部分で構成されているとのことで、ACFA、NSL、FAPAがあると思うが、いわゆる社会的インフラにはどれが該当するのか、もしくは全て借款のスキームであり、グラントのスキームではないとの理解でよいか。その辺を教えて頂きたい。

MOF 米山:

資料が十分に記載できていない点があるかもしれないが、今おっしゃって頂いたように、EPSA全体として見ると3つの部分からできている。1点目は政府向けの借款。2点目がアフリカの民間企業に対する中長期の資金の融資あるいは若干の出資。3点目はグラントであり、アフリカの民間セクターが健全な形で成長、発展できるように色々な形で技術指導、例えば経営支援、帳簿を作るとか、金融機関でローンの審査をするなど。こういった技術協力の話はグラントでやる。3つの柱があるが保健なり経済インフラ

はどれかという関連的には 3 つの全ての部分について経済インフラ系のものであれば、社会インフラのようなものもやっていくと思う。

アフリカの政府がお金を借りて道路を作る、あるいはお金を借りて国内で保健システムを強化することがあると思う。1 点目の政府向けの借款、それから 2 点目の民間企業になると、どうしても経済インフラが多いと思うが、場合によっては民間ベースでやるようなクリニック。もちろんパブリックの病院もあるが、アフリカでも所得の比較的高い人を対象とした形でクリニックをやる場合があるので、そのクリニックを展開するための資金が欲しいと申し込みがあれば、それは民間企業向けの資金の融通で、ソーシャルセクターの話ができる。3 点目の技術協力については、それぞれ初めの 1 点目、2 点目の柱のところではローンを出すにあたって、それをローンがきちんと実行できるような形で支援することになるので、経済インフラもあれば社会インフラもそれぞれローンでやるので、それに対応した形で技術協力が進めば、ソーシャルセクターのローンが出れば、ソーシャルセクターのテクニカル・アシスタンスもやっていくと思う。

秋本：

TICAD のプレスリリースの中で書かれているクリーンコール・テクノロジーについてお聞きしたいが、これはパリ協定との絡みで出て来たものか、具体的に教えて頂きたい。

MOF 米山：

経緯的に申し上げると、これはアフリカ開発銀行の方からは是非日本の優れたクリーンコール・テクノロジーをアフリカでも広げたいと話があり、日本の優れた技術をアフリカでも展開したいのであれば、それは日本としても支援する用意があると申し上げた。もう少し経緯を遡ると、なぜアフリカ開発銀行がクリーンコール・テクノロジーに関心を持ったのかということ、背景にいくつかの理由があると思う。

まず一つには、ご承知の通りアフリカでは電力が大事だが、電気へのアクセスはそれほど普及していない。都市部であってもそれほど普及していないので、電力へのアクセスを拡大することは極めて重要な課題として認識されている。電力を進めていくにあたって、国によっては水力発電がたくさんできる場所もあれば、あるいは砂漠の中であればオフグリッドの形で村々ごとに別々に太陽光パネルを使って発電する方法もある。国によっては自分のところに石炭がたくさんある。石炭は普通に燃やすとい環境に良くない影響が出がちなので、できる限り環境に影響を与えない形で自分のところで取れる石炭を活用して発電していく。

色々な個々の国の事情に応じて電力をどうやって発電していくかはアフリカのそれぞれの事情によって違うと思うが、申し上げたように国内で石炭が取れるところで、電力への需要がすごく多く対応できていないところについて、環境への負荷をできる限り抑えながら、その自国で取れる石炭をいかに活用して、電気や電力へのアクセスを拡大していくかが、1 つの大きな課題になってくる。

アフリカ開発銀行はアフリカに根差した地元の機関なので、そういったアフリカの国々の人の話を聞いて

て、環境に負荷を与えるようなものは、アフリカでもだめだが、石炭だからということで一律にアフリカでは石炭火力発電をやらないのはいかがなものか、という考えがある。したがって、日本の優れた技術のクリーンコール・テクノロジーを使って、環境への負荷を抑えながら、地元で取れる石炭を上手く活用して電力へのアクセスを拡大することが、アフリカ開発銀行の事務局としての思い描いている姿だと思う。

アフリカ開発銀行は国際機関なので、事務局でやると言えば直ぐに石炭の案件ができるかというところというわけではない。ボードという各国政府を代表する理事の方々が座っている意思決定機関があるので、このボードを通らない限りはアフリカ開発銀行として正式な意思決定ができない。アフリカ開発銀行事務局としてはクリーンコール・テクノロジーを活用して、地元で取れる石炭を使い、クリーンな形で電力へのアクセスを拡大したいとの思いは強いわけだが、それではそういう形でクリーンコール・テクノロジーを使った石炭火力発電の案件が仮にできたとして、果たしてそれをアフリカ開発銀行は自分の理事会を通すことができるのかは別の問題としてある。

日本の優れた技術を使って、アフリカの国々で取れる石炭を使い、アフリカで電力へのアクセスを拡大したい気持ちがアフリカ開発銀行の事務局で非常に強いのであれば、それは我々としてもそういうご要望、ご期待に応えていきたいとは思っているが、繰り返しになるが彼らがボード通せるような案件を作れるかは、アフリカ開発銀行事務局の知恵の絞りどころだと思う。

大野：

既に SUN と UHC の件についてご説明頂いているが、いくつか追加の形になるがご質問したい。質問に書かせて頂いたが、重度栄養不良国を対象に政策策定、助言等の活動を実施中で、前回、対象国としてセネガル、コートジボワール、インドと伺っていたが、これはどの国が対象になっているのか、どういう事業なのか、もう少し具体的にどのようにやっているのか。また、いわゆる拠出先として相手国が拠出金を受けてやっているのか、あるいは国際機関なのか、その辺の拠出先も含めて具体的な事業活動について教えて頂きたい。これが基本的な質問内容である。また、今回の TICAD で JICA が食と栄養のアフリカイニシアチブを発表したと思うが、そちらでもいわゆる栄養不良に重点対象国を決めていく。せっかく日本が栄養に対して色々取組みを進めていく時に、できればそういう国の整合性があつた方が良くと思うが、その辺のところ、国の整合性・事業の整合性がどこまであるのか教えて頂きたい。

MoF 松野下：

既に読まれているかもしれないが、本日配布している通り SUN 信託規定についてまとめている。同信託基金の概要についてだが、これは 2009 年に世銀の中に設立した日本のシングルドナー基金。重度栄養不良国での栄養対策への投資を拡大し、栄養不良対策実施のための能力開発等を行なうことを目的としている。SUN 信託基金による支援は 3 つのフェーズに分けて実施している。

まずフェーズ 1 であるが、第 4 回アフリカ開発会議（TICAD）で、日本はこの基金の創設のために 200 万ドルの拠出を行なうことを表明。それに基づいてフェーズ 1 では、重度栄養不良国を対象として、栄

養不良対策のための行動計画の策定やキャパシティ・ビルディングなどについて、2009年から2012年にかけて実施してきた。

続いてフェーズ2であるが、G8 ムスコカサミットの際に我が国から表明した5億ドルの母子保健分野の支援の一環として、2000万ドルを本信託基金に拠出。これはフェーズ1の成果を更に広めるべく、重度栄養不良国を対象に栄養不良対策の政策策定、支援国政府への助言等の活動を実施するために活用するものであり、2016年から約3年間で実施中。

フェーズ3は、これからの話であるのでまだ決まっていないが、フェーズ1及びフェーズ2の成功事例を踏まえて、フェーズ1、2の中で効果が実証された栄養対策を拡大実施することを今後検討予定。

今回質問があったフェーズ2の中身についてであるが、現在活動が開始されている支援対象国はセネガル、コートジボワール、インド、セイシェル、ネパール、マダガスカルの6カ国。これに加えて、グローバルな課題への対応のための対象国を定めない横断的な調査を実施していると聞いている。

拠出先については、基本的には、世銀が自ら行う活動やSUN信託基金に雇用されたコンサルタントが実際に政策提言や能力開発を行なうための資金として活用されていると承知している。

具体的な活動の中身については、それぞれの国のニーズに応える形で実施しているので、ばらつきは当然あるが、主な内容として挙げるのであれば、栄養改善のための国家戦略の策定支援、栄養改善対策のための政府の実施体制の整備支援、これまでに各国で行われてきた事業の定量的評価など様々な内容が含まれている。事業期間は大体1年から2年でそれぞれの案件が動いている。事前質問の(エ)で頂いている国家戦略の策定実績については、上述のとおり本信託基金の主な活動の一つであるが、活動が始まったのは今年になってからであり、今の段階で戦略が策定された報告は受けていない。

最後に市民社会の参画についてだが、世銀としては基本的に、世銀側からの資金拠出が絡まない形で連携することについては非常にオープンに議論したいとのスタンスだと聞いている。今後具体的な両者の関心事項や対象国等を踏まえて、世銀と調整が図られていくものと承知。

大野：

最後の(オ)の市民社会の連携参画についてだけ、もう一度質問させて頂きたい。「参画」のイメージとして、国が国家戦略をつくる、栄養不良対策をつくる時に、そこでパブリックコメント、市民社会からコメントを受けるとか、栄養改善といってもコミュニティーベースで異なる状況にあると思うので既に活動しているNGOであるとか、現地のコミュニティ団体であるとか、いわゆる現地の声を拾い上げつつ、戦略なり政策なり制度なりに活かしていくボトムアップのプロセスをイメージしていた。世銀から拠出金を受けるといった参画ではなく、制度的政策的な支援をなさっているということなので、そこに市民社会のボトムアップの声を入れるといった参画は可能なのか。質問というよりは今後世銀にそのようなプロセスを丁寧に取り入れて頂けたら非常にありがたいと思う。

古沢：

今6か国と伺ったが、もし分かればその選定基準を教えてください。

MoF 松野下：

各国がどういう理由で選定されたのかについては、私の方で詳細を承知していないが、それぞれの国のニーズに応じて適宜、相手国政府と世銀の間での対話を通じて、お互いの方向性が一致したところを支援していると思料。また、世銀の中にも色々な部局があり、例えば栄養という課題の視点で見ている部署もあれば、地域の視点で見ている部署もあるので、それぞれの部署の視点で、各国の国家戦略や世銀の支援戦略なども考慮しながら、支援対象国を決定していると承知。

津山：

セイシェル、ネパール、マダガスカルという3つの国を追加して頂いたが、アフリカでいうと、セネガル、コートジボワール、セイシェル、マダガスカルになるが、私たちが活動している中で、これらの国がアフリカで重度栄養不良国として最もニーズが高いかということではないようにも思えるが、重度栄養不良国というのはこういったリストなり順位があって選ばれるものなのか。特にセイシェルはあまり。私たちの活動から言えばもっとニーズの高い国があるように感じる。

MoF 松野下：

私も、各国の具体的な栄養関連のデータを詳細に把握しているわけではないが、例えばセイシェルなどは、仰る通り他国と比較すれば進んでいるかもしれないが、栄養関連データの収集・管理や対策実施のためのマニュアル整備など、そういった今後栄養対策を更に進める上で必要なもの、データの整理など今後更に進める上でのマニュアル作成や実施体制など、そういったところを世銀と相談しながら進めていくと理解している。各国でそれぞれ状況が違うのは仰る通りだが、引き続きニーズがある国で進めていくことだと承知している。

津山：

その場合、重度栄養不良国という言い方が適切なのか。

MoF 松野下：

そこは定義を確認したい。

大野：

UHCについてだが、今回の TICAD で発表された UHC in Africa という政策の枠組み、いわゆる教科書的な手引書が配布され、それと同時期に世界銀行から150億ドル、グローバルファンドから90億ドルが出された。その両者の関係、UHCに関して直接に資金を拠出するために150億ドルというわけではなく、UHCに必要な様々な取組みに対して世界銀行に150億ドルを拠出するわけだが、その拠出されたお金に対するプロジェクトはUHC in Africa の政策枠組みを参照しながらやるイメージなのか、それともダイレ

クトに出すお金との繋がりがあるのか。そこが整理しきれていないため教えて頂きたい。

TICADなので日本がお金を拠出したのだと思ってしまったが、実際は日本が今回の TICAD で表明した「官民合わせて 3 兆円」にこれが入るのかどうか。具体的にどのように UHC の支援にどのように落とししていくか、具現化していくのかについてお伺いできればと思う。

MoF 松野下 :

1 点目の実際の支援の内容だが、先ほど申し上げた通り、これは UHC の実現に向けて、アフリカ各国が今後各国の事情に合わせて国家戦略を作っていく際のいわゆる参考書的なものとして作っている。ご覧頂いたら分かると思うが、アクションをかなり網羅的に並べており、どのアクションが各国で必要ということではなく、各国が実際に UHC を進めていく際に、必要なアクションを参照するもの。実際に 150 億ドルをどう活用するかについては、プレスリリースにも記載がある通り、今後 IBRD や IDA などを通じて、栄養対策、母子保健も含め早期幼児ケア、感染症危機への対応、予防や備え等を支援する予定。

2 つ目の質問の 240 億ドルの内の日本の支援金額についてであるが、今後「UHC in Africa」のために各国がプレッジをするということではなく、また、世銀やグローバルファンドが各国に 240 億ドル分のプレッジの募集を行うということでもないと理解している。例えば世銀の 150 億ドルの部分であれば、先ほど申し上げた通り IBRD や IDA など世銀のグループの各組織が自らの資金の中から適宜 240 億ドルを捻出していくということであり、日本から世銀への拠出とこの 240 億ドルが直接的にリンクしているのではない。

その次の(ウ)で質問頂いている日本の今後の具体的な支援についてであるが、先ほどの説明と重複するが、今後アフリカのパイロット国における UHC 進捗のモニタリングや保健人材の能力開発等の技術支援を引き続き行う予定。ただし、先ほど頂いた質問への回答と重なるが、パイロット国の選定や各国での活動内容については、引き続き世銀と相談しながら検討していく予定。最後の質問である UHC のモニタリング会合の時期については、来年を想定しているが、まだ白紙の状態での検討中である。

石井 :

私は TICAD には行かなかったのだが、安倍総理のスピーチを楽しみに待っていた。残念ながら資金面でのコミットメントがまったくなく、世銀やグローバルファンドの拠出内容の紹介にとどまっており、残念な思いをした。今回の配布資料のパートナーによるリリースの 2 ページ目の、IDA 第 18 次増資と、グローバルファンドの投資に日本がそれなりにコミットすることが前提にあって、総理のスピーチがこういう形で文章として出てきたという理解でよいか。

MoF 松野下 :

世銀は、IDA の増資交渉の成功を前提として UHC 支援を推進するとプレスリリースに書いており、日本は増資交渉に参加しているというのがお答えできる事実関係。

石井：

グローバルファンドはもう出たが IDA はまだ出ていないのか。

MoF 松野下：

まだである。

※議題 2 の SUN 信託基金フェーズ 2、UHC in Africa (アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組み) については、議題 1 に移行して議論を行った。

議題 2： SUN 信託基金フェーズ 2、UHC in Africa (アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組み)、及び財務省国際局の持続可能な開発目標 (SDGs) 予算について

大野：

ご存知の通り SDGs の実施指針の策定が進んでいて 12 日に円卓会議があり、三村様にご出席頂いたが、実施指針のたたき台のところに SDGs 達成に向けて各省から出された具体的政策がずらりと並んでいるが、財務省の政策はなく、恐らく今後出されてきた政策に財務省としてどの様に予算を付けていくのかなどそういう話に非常に絡んでくると思われるが、国際協力の文脈において、特に開発政策の分野において財務省が果たされる割合は非常に大きく、実施指針に関して財務省としてやりたいことがあるようであればぜひ伺いたい。これが質問の主旨であるが、実は円卓会議の時に様々なステークホルダーの方が、指針ができたのはいいがちゃんと予算をつけた方が良いとのご意見が結構出たので、その辺はどの課にお聞きしたら良いか分からないが、財務省の中でどのような議論になっているのか、お分かりでしたら教えて頂きたい。

MoF 松野下：

背景から申し上げますと、持続可能な開発目標は昨年 9 月の国連サミットで採択されたものであり、これは 2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) が 2015 年までに達成できなかったものを 2030 年までに全うすることを目指して作成されているもの。かなり広範囲な内容となっており、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17 の目標と更に細分化された 169 のターゲットを設定している。非常に包括的な中身になっており、既に財務省を含め日本が自らの重要な政策課題として挑戦しているものも多数含まれているとの印象を持っているが、他方で、更なる取組みの強化が必要な課題もある。

現在、17 の目標と 169 のターゲットのうち、日本として特に注力すべき優先課題を定める方向で、外務省を中心に検討が進められていると承知している。SDGs 実施指針にかかる優先課題のうち、財務省国際局が関連する政策として重要視している取組みとしては、国際保健や質の高いインフラの促進が挙げられる。具体的には、保健分野においては、世銀との連携による公衆衛生危機への備え・予防にも資する UHC の推進、公衆衛生危機への対応強化のための世銀のパンデミック緊急ファシリティ (PEF) への支援、インフラ分野に関しては質の高いインフラ投資の推進である。

他方で、財務省国際局の経済協力関連の予算のほぼ全ては JICA への出資金や世銀・ADB といった国際機関への拠出金で構成されており、例えば「JICA の出資金の内、何割が SDGs に貢献するか」であるとか、「ADB や世銀の拠出の内、何割が SDGs 関連か」と問われても切り分けは非常に難しい。更に、SDGs は非常に包括的な目標であるので、平たく言えば JICA や国際機関の活動全てが SDGs に貢献していると言っても過言ではなく、そうすると、財務省が予算手当てをしている JICA 出資金や国際機関拠出金は全て SDGs 関連予算と言えると考えている。

古沢：

国際局のカバーする分野を超えた、SDGs というのは包括的な、あるいは省庁を超えた考え方だと思うが、少し話が大きすぎるかもしれないが、財務省の立場を私がイメージした時に SDGs が提起するものは、個別の色々な目標が 17 あるが、それを相乗効果を狙おうというのが非常に大きなポイントであってそれからみると、行政の仕組みが非常に縦割りになっていて、各省庁で似たようなことをやられているが、もっと相乗効果を上げていく時期に来ているのではないかと。SDGs はそういうものを我々に提起して頂いているので、もし財務省の立場から、これを契機にそれぞれの省庁の縦割りのお金の使い方をもっとより効果的に相乗効果を上げるような、そういう枠組みで SDGs を展開していくことが求められるのではないかと思うので、機会があればこういう議論もして頂きたい。

議題 3：モザンビークの債務問題と円借款供与方針について～2016 年 6 月協議会フォローアップ

高橋：

前回に続いての継続の議題になる。経緯については質問書の中にも書かせて頂いているように、前々回、第 61 回にアフリカの債務持続性に関する財務省の方針についての議論があり、その流れの中で前回具体的に隠されていた債務が発覚した事件が起こったモザンビークを対象にして、この問題をどう考えるかとの話になり、とりわけそのガバナンスをどう考えていくのかとの話をしてきたかと思う。その時に財務省側としてもガバナンスは非常に重要な問題であるがガバナンスにも経済的ガバナンスや政治的ガバナンス等いろいろあり、特に経済指標をどういう風に見ているかを中心的にされていた。その時に財務省側も私たちの方でも掴んでいた情報が非常に曖昧なものもいくつかあり、財務省側もいくつか確認したいとのご回答だったと思う。

具体的に言えば例えば IMF の調査が入ったわけだが、その IMF の調査についても色々な提案も入っていたわけだがこれをどう考えて行くかについても議論が必要だと思うし、それから一般財政支援をしている G14、この動きに関しても今後財務省として考えて行くことのご回答だったと思うが、あれから 3 ヶ月経って今日に至るわけだが、その間いろいろな動きを日本政府は進めていた。1 つは 7 月にモザンビークに対して 13 億円の無償資金協力をしているし、その後、TICAD で改めてプレッジされている。そういった動きを踏まえて、改めて財務省側でこのモザンビークのガバナンスの問題をどう考えているか議論したい。

いくつか具体的な質問項目を書かせて頂いており、もちろんそれについてお答え頂きたいが少し自分で

書いていて飛び過ぎている部分もあると思っており、それは議論する上での前提をきちんとお話頂いた方が良いような気がしているので、とりわけ次の4点について+αの形になってしまうが財務省側からの考えと情報をお教え頂いた上で書かせて頂いた4つの質問について具体的にご回答頂ければと思う。

4つというのは、1つは前回の議論の中でこのガバナンスの問題をさせて頂いたときに、オーナーシップの観点から大事との話をされた。その時私は疑問に思った。と言うのも、ガバナンスにはいろいろな議論があり、ガバメントによるガバナンスと、一方でもっと住民や例えば農民たちが主体性を持って自分たちが国づくりや開発に貢献していくことを政府もパートナーとなって協力する、そういう意味でのガバナンスもあると思っている。市民社会の側は後者の方のガバナンスが長期的な観点、今議論のあったSDGs や持続的社會を作っていく上ではとても重要ではないか、とりわけアフリカがこれまでやってきた歴史を振り返ってもやはりガバメントによるガバナンスよりは、ガバメントを応接するようなガバナンスをどう作っていくかが大事だと思っている。恐らくその前提が一緒でないと財務省と市民社会がどういった風に協力してモザンビークの問題を解決するべきかという建設的な議論ができないかと思っているので、この点について考えがあれば教えて頂きたい。

2点目は一般財政支援のG14の動きに対して政府としてもまだきちんとしたスタンスは決めていない。ただG14に入っていないアメリカも援助をサスペンションしている。アメリカとの関係もあるだろうがそのあたりも含めて財務省としてはどういった共同歩調をとるつもりなのかを1つ情報として教えて頂きたい。

3点目はIMFの報告からその後どうなったかだ。具体的にはIMFの理事会で報告されているのだろうか。それに対してどんな議論があったのか等を教えて頂きたい。IMFの報告ではInternational and Independent Auditを入れるべきだとの提案があった。国際的かつ独立した会計監査を入れることは大事だと思うので、財務省はどういった議論をしているのかを教えて頂きたい。

4点目はこの前のTICADである。TICADでモザンビークの大統領、首相、外務大臣など主要な方々ともお話をされているようだ。新聞報道などを見ると特に債務の問題に関して少し言及があったようである。それに関してバロイ外務大臣もお話をされた。Japan as informed at first handという言い方をされている。つまり誰よりも日本が大事だから日本に対してはきちんと情報を提供していると読めない訳ではない。どういったお話をされたのか、どのような情報を頂いたのかをお話頂きたい。これらが恐らくこの3ヵ月間での新しい情報になって来ると思うのでそれを頂いた上で改めてこの問題に対して日本が資金供与を1つのテコにしてガバナンス問題にどう関わっていかようとしているのか、いくつかの判断基準、これは質問に書かせて頂いているが、これについてお考えをお聞かせ願いたい。

MOF 織田 :

今あった4つについて、大変重要なところだと思う。まずガバナンスについてだが、この認識は一緒だと思っている。つまり政府によるガバナンスが当然あって、それから住民を含めたガバナンスにどう対応してやっていくかが大事だと思っている。これはこのモザンビークの隠れ債務問題のみならず、例え

ば他の国でもプロジェクトを推進するときに土地収用の説明をちゃんとし、住民に対しての理解を求めてプロジェクトを推進していく訳であり、そういった点は高橋さんがおっしゃった通り住民を含めたガバナンス、住民も納得するようなどころは同じ思いである。

それから G14 の動きだが、これは引き続き日本も入って行っていると聞いている。質問でもあったと思うのでまた後ほど質問 1 と絡めてご説明したいと思う。それから IMF 理事会への報告はあったかだがこれは現状なされておらず、未だ調査中と認識している。独立した監査を IMF が求めているのはご指摘の通りで、それは私どもとしても大事なことであり必要なこととの認識である。ただそこも含めてモザンビーク側と IMF の方ではまだ調査確認中なので今見届けているところである。TICAD で実際に首脳会談は設定された。しかし大変恐縮ではあるが、首脳会談でのやり取りの中についてのお答えは差し控えさせて頂きたい。一方で TICAD での首脳会談のみならず、様々な機会をとらえてモザンビーク政府に対して債務持続性に関する日本側の懸念、それから非開示債務問題に対して日本はこの推移を注視しているとのメッセージはモザンビーク側にはきっちりと様々な機会をとらえて伝えているので、こういったところも踏まえ引き続きやっていきたいと考えている。

MOF 米山 :

若干の補足をさせて頂くと、まず IMF であるが正式な理事会は開かれていない。理事会があれば当然ホームページに載るわけだがこの問題について正式な理事会が開催されていないのは事実である。他方でプレスリリースにはいくつか載っていると思うが、ラガルド専務理事が春の会合の機会に先方政府の当局とお話をしている、あるいはこの問題について議論するためにミッションを派遣するとのプレスリリースが出ている。それと並行した形で何を言っているかと言うと、非常に国際社会として関心の高い話であるので何が起きているかについては IMF の意思決定機関であるところのボード、理事会に対して中間報告のようなものは行っている。

中間報告では何が話されているかと言うと、それは IMF のホームページに掲載されている情報、すなわちラガルド専務理事がモザンビーク当局を呼び出して、この件についてはきっちり話をした。話をしたところプレスリリースにも出ているが 10 億ドル超の債務を今まで報告していなかったことについて当局の人から確認があった。それ自体は 1 つの前進ではあるがまだ全体像は明らかになっていないため、さらに議論する必要があるというのがプレスリリースにあり、その上でそれはトップ会談のようなものであるので大枠の話しか出来ないため、もっと技術的なことを詰めなければいけないということで IMF からモザンビーク担当の人がモザンビークに実際に入り調査を行った。これもプレスリリースである。

この調査は終わったのかと言うとまだ終わっていない。ご指摘のように Independent で International な audit だったと思うが、それについては引き続き協議。それで当局の方が受け入れると言ったわけでもなければ受け入れないと言ったわけでもなく、そこはまだ議論が続いている。モザンビークの中央銀行の総裁に元 IMF の職員だった人が任命されたいが、その人が果たしてどういった考えなのか今の時点ではよく分からない。総裁も代わったこともあるので恐らくまた新しいミッションが行われることとなり、これはどういう事なのかを引き続き協議することになると思われる。この IMF とモザンビーク当局

との間でしっかりと議論することは極めて重大な問題だと我々としては思っており、我々だけでなく各国皆そう思っている。従って、しっかりと議論して欲しいと皆で一緒に言っている。

G14、もともと G22 くらいだったのが一般財政支援を行う国が減ってきて 14 になってしまったが、それは一般財政支援をしているかいないかは問題ではなく、やはりモザンビークと国際社会の 1 つの重大な問題であり、こういう事が簡単に起きてしまつては非常によくはないことなので、これは各国とも日本も含め強い関心を持って取り組んでいきたいが、まずは専門機関である IMF に解明してもらわないと話が始まらないので、しっかりと IMF に話をして頂きたいと常に言い続けている。彼らとしてはしっかりと話をすることになっているが、では現実問題としてこの事件で IMF と当局の間で合意には至っていない。継続中である。

MOF 織田 :

4 つの質問を頂いていたと思う。まずは他ドナーとの協調の基準で先ほどアメリカの話もあったが改めてモザンビークのこの非開示債務問題はモザンビーク政府に対する国際社会からの信任を喪失させた重大な案件だと認識している。今企画官からも説明があったが IMF、モザンビーク当局との間で協議中である。財務省としても他ドナーと同調しつつ IMF とモザンビーク当局との間でマクロ経済運営や透明性向上のための具体的な方策について協議の上合意がなされるよう働きかけを行っている。念のためだがモザンビーク向けの円借款については承知の通り昨年 5 月にナカラ港のフェーズ 2 で 292 億円を供与しているがこれが最後である。発覚した非開示債務問題が明らかになってからは新規の供与は行っていない。

ご指摘の 13 億円の無償資金供与と、質問には 2700 万ドルとあったが確認したところ本年 8 月に実施した WFP を通じた 270 万ドルの緊急無償だと思う。この 2 つについてはいずれも無償の資金協力である。無償資金協力については外務省が担当である。この無償 13 億円というのは追加である。現在実施中のイレクアンバ間道路橋梁整備計画があつて、これは実際には 2013 年 6 月に署名しているが、昨年 1 月に大規模な洪水が発生して工事現場も被災してしまい、当初供与した 38 億 500 万円では結局完成することが困難になってしまった。追加ということで本年 7 月に供与限度額を 50 億 4100 万円に変更した案件になる。これはいわずもがなだが、実施中の事業が中途半端に終わってしまうと、当初期待した開発効果が発現しないので、こういった事態を避けるために必要な追加であつたと捉えている。

WFP の 270 万ドルの支援だが、これも人道上の目的だが、ご承知の通りエルニーニョ等の現象の影響で南部アフリカ地域は干ばつが発生しており、食糧不足、栄養状況の悪化、こういった人道状況の深刻化が続いているということを踏まえて、こういった人道上の目的から国連世界食糧計画 (WFP) を通じて、モザンビークだけでなく 4 カ国を対象にしているが、総額 500 万ドルの支援をしている。そのうち一部がモザンビークであると聞いている。これは緊急無償で、モザンビークにおける国連世界食糧計画の事業を支援するものであつて、モザンビーク国民が裨益するもの。モザンビーク政府を直接、資金を供与するものではないと考えている。

MOF 米山 :

若干補足させて頂くと、無償資金協力については外務省で担当されているので、繰り返し申し上げるが、モザンビークの債務問題は極めて重要な問題であり、我々もそう思っており、その認識は外務省も共通だと思う。それでは最終的に無償資金協力の決定を誰がするのかと言われると我々には権限がないが、外務省で適切に検討されているのだろう。円借款も、無償資金協力についても同じ国であれば同じ人が担当していて、同じ人が決定の案を作っていく。状況は全てシェアされている。今回ご質問して頂いたので、我々としても外務省の状況はどうなっているかを確認したところ、今申し上げたようなことを聞いている。例えば食糧の話。緊急食糧援助のようなものは、政府にお金を渡すものではなくて、国際機関にお金を渡して実行してもらう。日本だけではなくてよその国も、確かに色々停止して見直しているけれども、国際機関経由のものを停止すると表明しているところは恐らくない。

アメリカなりイギリスなりその他調べたが、政府に直接お金が渡る、一般財政支援を含めて、ここは重点的に見直すことはみなさんおっしゃられている。確かに政府にお金が渡るとどうなるのか分からないということは、今回の債務問題でまた改めて出てきた話だと思う。他方で、人が死んでいった、災害が起きたときに、相手国政府の体制が必ずしもしっかりしていない中で、どうやって現場まできちんと援助を届けるのか。一つの方法としては、政府を経由しないで、直接地元ネットワーク、足場があるところを掴む方法がある。その一つの方法として国際機関、WFPのようなところが、普通のバイラテラルのドナーでは手の届かないところまで、食糧を届けられるようなネットワークを持っている。そういう意味で WFP は全世界に展開していて、ここを通じてきちんと本当に困っている人のところまでものが届くようにする、という形で行った。WFP の話を聞いているところである。

いずれにしても、この債務問題は極めて重大な話なのは間違いなくて、我々としては繰り返しその点については、外務省の方に伝えていく。そこは共有されているので、そういうことを踏まえた上で、外務省の方で適切に判断されていると考えている、としか我々には言いようがない。直接やっているのであれば色々言うことはあるが、100 パーセント自分のところでやっているわけではなく、且つ権限がないので、我々の立場で言えるのはここまで。

MOF 織田 :

2 点目の質問の無償と有償の判断基準の違いについてだが、結局のところ無償は今の企画官の説明の通りであるが、ご存知の通り開発協力大綱があって、有償、無償を問わずこの開発協力大綱に基づいて行っている。この開発協力大綱の中には開発協力の適正確保のための原則があり、この原則に基づいて私共としても判断しているのが現状である。ガバナンスについては、制度、政策環境が優れた国はそうでない国に比べて債務負担能力が相対的に高いとは言えることから、やはりガバナンスは非常に大事と考えている。

MOF 米山:

補足させて頂くと、我々相手国のことを調べる時にまず何を参照するかというと、ガバナンスは色々定義があり、色々なところで色々な指標が作られているわけだが、まずてっとり早く我々が一番参照するのは何かというと、まず一つが CPIA。世銀が作っているもの、その他 ADB が作っているものもあ

るが、全世界共通の尺度で見えていって、CPIA の中で 16 指標があるが、4 つだか 5 つだかガバナンスに関係するものが入っている。中には corruption、transparency、そういったガバナンスに直結したものも入っているので、ここを見ながら考えていく。CPIA は債務の判断の DSA に正に直結していて、CPIA の点数が比較的良いところは政府がしっかりしているので、ある程度債務を負担する能力がある。CPIA の点数が悪いところ、ガバナンスを含めて政府の体制がしっかりしていないところ、こういうところについては少し変えただけでもだめになるかもしれない。そういう考え方に基づいて今の DSA は国際的に設計されているので、モザンビークみたいな国だと、あるいはモザンビークだけでなく、アフリカは往々にしてあるが、CPIA の点数がそれほど良くないところも多い。そういうところについては、DSA の世界であまり借金ができない制度が作られているので、我々は債務を重視して見ていくわけだが、それにあたってこの CPIA そして CPIA の中に含まれているガバナンス関連の項目を見ながら相手国のことをできる限り客観的に見たいと考えている。

MOF 織田 :

新規と継続の意味の違いは先ほど説明した通りである。

MOF 米山 :

外務省であり、我々が判断したのではない。そういう風に聞いているとしか残念ながら申し上げられない。

MOF 織田 :

最後だが、納税者への説明責任の在り方について。これは中々重い質問であると受け止めている。もちろん財務省は、パリクラブ、主要債権国会議、これを所管しており、開発途上国の債務問題を注意深くモニタリングしている、そういった役割を担っている。CPIA や IMF、世銀による専門的な分析、こういったものを踏まえつつ政府に対する内部での意見表明をしている。ただ、開発途上国 100 を超える中でそれぞれ債務状況が違うので、限られた人数で各国財務省を恒常的にフォローアップするのはやはり難しいので、こういった IMF、世銀といった国際金融機関がいわば国際公共財として専門的見地から分析をしていって原則として年 1 回結果を公表しており、それから債務指標について IMF は世界経済見通しを年 2 回改訂している。こういったものを見て判断していく。

ご質問のところだが、円借款を含む日本の開発プロジェクトについては、もちろん国民の税金を原資とする以上、納税者である国民の皆様のご理解、それから支持を得ることは不可欠と重々承知している。財務省が関与しているものは円借款であるが、外務省が円借款についてもとりまとめとして、外務省、財務省、経産省の 3 省で運営しているので、こういった開発協力適正会議や開発協力白書、それから ODA ホームページ、それからテレビ番組等を通じてこういった国民の皆様に対しての積極的な広報、それから情報開示についても外務省が中心となって実施していると承知している。財務省としてもそういった外務省の努力にももちろん協力しながら、更に今こうやって直接やっている NGO 協議会を通じて、財務省自らの取組みを意見交換という形でご紹介しながら、それを踏まえて国民のみなさんに説明責任をしっかりと果たしたいと考えている。

高橋：

大変詳しく説明して頂いたのが分かったが、ただ、半分くらいしか分からないところがある。分からない理由が色々で外務省の判断によるところだとか、もっと上位の判断であることもあると思うが、それも併せて1つ確認したいことは、この財務省定期協議でみなさんとお話させて頂いているので、私たちは何を期待してこういった議論をさせて頂いているかという、多分に外交関係や政治的メッセージという意味では外務省側に最終的な判断があることは私たちも理解していたが、他方でこのガバナンスをどう主体的にアクティブに財務省として改善していきたいと思っているのか。その辺りが少し分からなかった。つまり、こうですから、という説明はその通りであり、そこは非常に良く分かるが、じゃあどうするのか、という部分である。ガバナンスの問題は基本的に相手国側の問題であるから、どうしてもオーナーシップという言い方をされていたが、それはそのまま放っておいて良いのか。私たちはある種、バイの限界はあるけれど、マルチを通じた制度構築には可能性が少しあると思っている。やはりバイだと外交関係は後ろ髪を引かれてしまうこともあり、難しいけれども、マルチであれば制度設計ないし、システム作りで相手国政府に納得させていく方法もあると思っている。IMFの協議を待つ、IMFの動きを待つとのことなので、恐らくIMFがどういう行動をとるのか、それをどう報告してくるのか、それに合わせて財務省側としてどういうスタンスを取るのかを検討すると思うが、理解の仕方としてはそういうことでよろしいか。つまり財務省としても別に待っているわけではなくて、改善したいとは思っていると。だけでもその方法としてもしくはそのツールとして手段としてIMFしか今のところないからその協議を待っているとの理解で良いか。

MOF 米山：

中々難しいところだが、ガバナンスも確かに大事だと思う。特に開発をやるにあたって、ガバナンスは基本中の基本なので、やはり開発ニーズがあるから従って援助をするわけではない。開発ニーズがあったところで相手側にきちんとした体制がなければ、それはきちんとした形で援助が執行されない。動くべきところに効果が発現されないのが、これは非常に重要な話だと思う。なので、援助が効率的に使われるところ、すなわちそれはガバナンスの良いところでもあると思うが、そういうところに重点的にマルチの資金を配分していく体制が取られていて、そこを非常に我々強く主張してきたところである。

低所得国向けの支援というとやはり世銀のIDAあるいはアフリカ開発銀行でいえばアフリカ開発基金があるが、資金配分をやっていくにあたって人口や経済発展の度合いという形式的に割り振っていくことはしないで、ガバナンスの状況をきちんと見た上で、状況が悪いところにはあまりお金を配分しない。ガバナンスの状況が良いところに優先的に配分してきた。それにはなかなか抵抗する人たちも多いわけだが、しかしそれは各国の納税者から貴重なお金を頂いて、国際機関を運営しているわけで、きちんと開発効果が表れる形でお金が使われることが重要であるとの議論を長年重ねて来て、今のCPIA制度あるいはCPIAに基づいたPBA（Performance-Based Allocation）という正にパフォーマンスに基づいて配分する仕組みを作り上げていく中で、我々としてもそれなりに努力して来たつもりである。最近では更にガバナンスの考え方が、債務の持続可能性を判断する時に極めて有効な概念とのことでここ10年くらい正にガバナンスがきちんと踏み込まれた形での債務の負担の履行を判断していく制度ができている。

そうすると正にマルチでないとか中々難しい話なので、そうすると我々世銀なり、あるいはアジ銀、アフリカ開発銀行などマルチの援助機関を所管する立場として、しっかり取り組んでいくべきだと思うし、これまでもそれなりに取り組んで来たつもりである。

津山：

これで3回目の議論になるが、前回6月IMFの調査団の結果を見てもう少しはっきりしたことは次回言えるとのことで私たちもう一度質問している。それで今のお答えだと大部分の調査は終わっていないとのご回答だったと思う。一方でここに書かれているようにアメリカ政府のようにならかなりもう一步踏み込んだ、ただ言うだけではなくて、こちらの視野を見直すところまで踏み込んだ政府もある中で、私たちとしてはもう少し日本政府としてどうしていくのかをお聞きしたいと思う。

MOF:米山

正に我々も思いは同じだが、極めて重大な問題が発生しているので、問題が明らかになってからの我々のアクションを見て頂ければ良いと思うが、いくつか円借款の候補が検討されてきた中で一つも実施していない。問題が明らかになる前には、去年表明したのものもあるけれども、その後は一つも出ていない。そこは我々も正に非常に重大な問題が起きていることを関係者に繰り返し伝えてきた。我々としての問題意識。日本だけの問題ではなくて、国際社会全体として連携して取り組んでいく重要な問題であることを踏まえて、新規の借款は出ていないことは一つ見て頂けるとありがたい。ただそれをやらないと積極的に言うかどうかはまた別の判断だと思うが、実際のアクションのところ、じゃあ何か新規で出したのかと言うと出していない。円借款については出していない。我々の出来る限りのことはやる。我々が参画しているアフリカ開発銀行であれば新規の案件は、こういう問題が起きているので、今事実上の問題としては動いていない。世銀であれば一般財政支援を止めているし、且つ通常の案件についても一つ一つ個別に審査してやっていく体制が取られているので、一定のアクションの結果を見て頂ければありがたい。

議題 4：ウランバートル第4火力発電所効率化事業（JICA 支援中）及び第5熱電供給プラント（CHP5）建設事業（ADB 支援検討中）について

田辺：

背景のところ、一点補足したいが、先日の9月8日に世界銀行が cost of air pollution というレポートを発表して、大気汚染の損失、大気汚染は若年死亡要因の第4位に位置付けられていて、相当損失がコスト的に出ていると。これは経済および財政においても相当なインパクトがあるとの指摘をされている。今日議論するのはウランバートルの大気汚染の話だが、是非特定の地域の特定のプロジェクトの話というところに留まらず、この問題についてもきちんと対処することが財政の持続性を高める上でも重要であるとの認識を是非持って頂きたい。今回の案件は JICA が支援しているウランバートル第4発電所と、ADB の支援検討中の第5熱電供給プラントだが、それについて5点質問させて頂いているので、まずはそれについてご回答お願いできればと思う。

MOF 平澤 :

ウランバートルの第 4 火力発電所は円借款による支援案件。この発電所に対しては、円借款以外に、90 年代から、無償資金協力、技術協力、円借款と段階を踏んで日本が支援を行っている。田辺さんが冒頭に仰ったように、ウランバートルの大気汚染は極めて以前から大きな問題。私もここ何年かモンゴルと縁ができて、air pollution の問題が非常に大きいことを知った。様々なドナーも取り組んでいる課題と認識している。ご存知の通り、ウランバートル一極集中がモンゴルの開発における大きな課題。冬は寒いので石炭ストーブを焚くことから、深刻な大気汚染が発生しているもの。モンゴルの成長、それから人々の生活の改善を促す観点から、取り組んでいかなければいけない重要な課題であると承知している。

その上で第 4 火力発電所だが、日本の ODA はどういう観点から支援してきたかという点、ウランバートルの都市機能強化の一環として、モンゴルは以前からロシアから電気を輸入して対応して来たが、ウランバートルの急増する電力需要への対応として実施している。そういった側面から、円借款供与にあたっては、需要増への対応を第一の目標に置いており、正直なところ NOx の排出濃度の改善という効果指標等は案件を実施する上で含めてはいない。ただ、発電効率を改善することで、人々の需要に応えつつ、使用する石炭量を減らす。そこから結果的に NOx の排出量を減らし、したがって濃度を下げることを目指している。

繰り返して恐縮なのだが、大気汚染は解決を図らなければいけない問題であり、発電効率の向上で、生活向上、それから大気汚染の改善を目指している。また、円借款など資金協力によるだけではなく、やはり技術協力を行い、第 4 火力発電所が自立的に、自分達できちんと対応をして、環境基準に対処できることがあるべき姿であり、2010 年以降技術協力プロジェクトを継続している。現在、フェーズ 2 の段階に入っていて、これによって大気汚染というもう 1 つの開発課題について、資金協力・技術協力と、手段は異なるが、対応しているのが現状である。

それから、NOx の濃度の改善策を実施するべき点のご指摘は、おっしゃる通りだと思っている。モンゴル側、特に第 4 火力発電所自らが汚染への対策をしなければいけないと真剣に考えていると聞いている。先ほど申し上げたように、技術協力プロジェクト「ウランバートル市大気汚染能力強化プロジェクト」のフェーズ 2 が進んでおり、2017 年 6 月まで行われる予定。このプロジェクトにおいて、第 4 火力発電所の要請を踏まえ、連続排ガス監視システム (CEMS: continuous emission monitoring system) を供与する予定であり、10 月には機材が第 4 火力発電所に実際に引き渡される予定になっている。この機材を活用し、技術協力プロジェクトでやってきた人材育成等、とにかく自立的に対応できるようになって頂しつつ、有害物質計測の頻度・精度が上がり、汚染物質濃度の改善策を練っていく際に貢献できるのではないかと考えている。

MOF 牧野 :

続いて第 5 プラントの質問にお答えさせて頂く。質問 2 と 3 をひとつでお答えさせて頂きたいが、ADB に確認したところご指摘の通り昨年 10 月に ESIA のドラフトを公開した後に、今年の 4 月に事業者側から ESIA の改訂版が提出されたとのことだが、内容に改善の余地があるとのこと ADB と協調融資者が

ら事業者に改善を求めているところである。現段階ではそういった段階なので、公表できる段階ではないとのことであった。新政権が発足して事業者と交渉が停滞していたこともあって、再改定版の検討が停滞しているところではあるが、公開時期は現時点では未定だが、ADB としても検討がしっかり進んでなるべく早く公開されることを望んでいるとのことである。

質問 2 でご指摘頂いた大気環境測定値の情報だが、この点についても改訂版でより明確に説明される予定なので、これをお待ち頂いてまた議論させて頂ければというのが ADB の見方である。財務省としても全く同じ考え方であり、当然ながら改訂版がしっかり検討が進んで公開されるようになるべく早く至ることが重要である。ADB はその観点の問題意識をちゃんと持ってはいるが、必要に応じて ADB にも我々の方からも申し入れることが必要だと思う。

質問 4 だが、制度面の話かと思うが、ADB を含めて、ADB は当然ながら定義上 OECD 輸出信用アレンジメントの participants ではないので、アレンジメントが適応されないことが事実である。一方で ADB は理事会の承認を得て策定された ADB 自体の energy policy、エネルギー政策に基づいて個別案件についての支援判断を行なっている。ということでこの枠組自体としては財務省としても適切なものだと考えている。ちなみに ADB エネルギー政策だが CHP がどう書かれているかと言うと、途上国側のニーズを踏まえて CHP といった近代的で高効率なエネルギー技術の導入を支援すると規定している。こうした ADB のエネルギー政策に基づいて、地域のニーズやコスト、環境影響なども含め総合的に勘案して CHP を採択するかどうかの判断をしていく。本案件の Specific な話としては、今の段階で審査中であるので財務省として Yes No の判断をできる段階ではないが、ADB に聞いたところ世界有数の寒冷地でもあるし、電力需要も非常に大きいところで、熱電力を併給する CHP の強みの部分が非常に役に立つということである。先ほど申しあげたような全体的な要素も踏まえて CHP を採用することが適切だと考えている。

質問 5 だが、この件は確認したところ ADB も 10 件の家族の移転の話については事業主から報告を受けており、補償等の移転の条件については監査を依頼しており、その監査が終了し次第内容をしっかりと確認したいという回答である。

田辺：

まず質問 1 の中で濃度が国の基準を超えている場合、何らかの国としてのお咎めはあるのか。それから、JICA ガイドライン上、その国の法制度を順守するとなっているため JICA としてそれをどう考えているのが重要だと思う。その辺りを捕捉として聞かせてもらいたい。

それから、熱暖房に関しては仰る通り、色々モンゴルの NGO 等に聞いても、今のところ石炭を燃やすしか熱暖房を供給するエネルギーがないと言っている方もいて、熱に関しては確かに検討の余地があると思うが、他方、電力に関しては再生可能エネルギーが相当豊富な国でもあり、かつウランバートル市の大気汚染がこれだけひどい中で、熱に関しては確かにウランバートル市内の近くで作らないと相当なロスが出てしまうので熱は市の周辺で作りつつ、電気は郊外に移すことがウランバートルのこの問題を考える上では非常に重要だと思っている。CHP は確かに熱のプラントと発電のプラントを両方石炭で

別々につくるよりかは効率が良いのはその通りだが、やはりそこは分けて考えていくべきではないのかと考えている。もしその辺でなにかあればお伺いしたい。

それからモンゴルが気候変動交渉の中でだしている INDC、つまり約束草案の中で、2020 年に再生可能エネルギーを 20%、2030 年に再生可能エネルギーを 30%との目標を立てている中で、国際的に見れば小さいがモンゴルの中では相当規模的には大きい石炭火力発電所を建ててしまうと、この INDC 達成に相当逆行してしまうのではないかと考えているので、電力についてはやはり再検討の余地があるのではないかというのが私の考えである。

MoF 平澤 :

分かる範囲でということになるのでご了承頂きたい。まず国としてお咎めがあるのかに関して、モンゴル国内で恐らくあると思う。なお、我々の方でも気になって、第 4 火力発電所が実際どうなのかを聞いてはいるが、データのとり方によっては、排出基準をきちんと下回っている数値も出ている模様。ただ、継続的にそのような状況になっているかを気にしないといけないと思っている。つまり、下回っているかもしれない、上回っているかもしれないといった数値が出てくるのではなく、継続的に基準を下回ることが重要なのではないかと考えている。日本政府・JICA として供与した円借款案件としても、恥ずかしくないものになることが大事。質問を受けて、改めて、第 4 火力発電所、これはモンゴルの電力需要面において非常に大きな役割を担っているものであるので、そこは注視していかなくてはならないというのが私の考えである。

ウランバートルの周辺へ切り替えていくべきではないかという話と、3 番目の話を若干ミックスでお答えするが、モンゴル政府が気候変動の関係から石炭火力依存から脱却しなければいけないという認識を持っていることは把握している。彼らもエネルギー政策を考えた時に、長期的にはやはり風がすごく吹く土地があることもあり、風力発電などに切り替えていきたいという思いは持っているようである。実際に円借款ではないが、ODA の海外投融資によって、風力発電案件を進めることになっている。火力発電に頼らざるを得ない部分と、それ以外の風力など再生可能エネルギーで対応していける部分を、モンゴルが今後長期的にバランスしていければ、経済発展と人びとの暮らしとのバランスがとれていく方向につながられるのではないかと。我々も再生可能エネルギーの方向に進む動きを注視しつつ、そうした案件が出てきた場合には、真剣に検討したい考えである。

MoF 牧野 :

今平澤の方から申し上げたことで、全くそれに尽きると思うが、まさに ADB の方でも当然ながら各国ごとに支援戦略を定めていき、その中でモンゴル全体の国の状況なり需要なりどういったエネルギー政策で目指していくかを考えている。しっかり我々としても見ていこうと思っている。